



Title	オストロム・コモンズ理論の応用による都市内地域共用資源の分析方法と法概念論
Author(s)	高村, 学人
Citation	新世代法政策学研究, 12, 347-372
Issue Date	2011-07
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/47295
Type	departmental bulletin paper
File Information	HJNGLP012_010.pdf



オストロム・コモンズ理論の応用による 都市内地域共用資源の分析方法と法概念論

高 村 学 人

0. はじめに

今日は、研究会にお招きくださり、ありがとうございます。ただ今ご紹介いただきました立命館大学の高村です。

今日は、最近私が関心を持って取り組んでいる都市の中での小さなコモンズについてお話したいと思います。この間、都市のコモンズについて社会調査を行ってきました。都市での社会調査から分かったことを、エリノア・オストロムという山野海川のコモンズ研究者の理論でどこまで説明できるのか、また、この理論的検討を通じて、これまでの法の概念論についてどういうことがいえるのか、を今日は考えてみたいと思います。

私は、先ほどの吉田先生のご紹介にありましたように、もともとは、フランスの中間団体の扱いの歴史研究をやってきました。京都の方に職場を移してからは、京都市と、立命館のもう1つのキャンパスがある滋賀県の草津市で社会調査を自治体と連携しながら進めています。所属学部である政策科学部での担当が、社会調査の実習も行うことになっていて、毎年、地域社会での調査実習の課題を見つけて、調査を実施するという教育上の要請があるわけです。これまでの調査から得られた知見を、コモンズという社会理論でどの程度、説明できるか、を今日は考えてみます。

今日の研究会は、基礎理論研究会ですので、ウェイトとしてはコモンズ理論、とりわけオストロムの理論の紹介と検討に重きを置きます。それで後半に、その理論の適用事例として、この間すでに論文として公表した児童公園の維持管理に関する事例と屋外広告物の景観規制実施過程の事例

を取り上げ、理論そのものを再吟味するという順序でお話したいと思いません。

1. コモンズ理論とは？

1.1 コモンズの悲劇

では、早速本題に入っていきたいと思います。まずは、コモンズ理論とは何かということになります。あらためて説明するまでもないのかもしれませんが、近年、コモンズというタイトルの付いた本がたくさん出ています。コモンズという言葉が生まれ、コモンズという現象に関心が高まるきっかけとなりましたのが、1968年にギャレット・ハーディンという生物学者が書いた論文「コモンズの悲劇」です (Hardin 1968)。

そこでは、ルールのない共同牧草地、すなわち所有権がはっきりしない共同牧草地においては、各村人は自分の飼っている牛の数を好きなだけ増やしてしまうので、その結果牧草の根が枯れ果ててしまい、牧草が再生産されなくなり、みんなの牛が餓死してしまうという悲劇をメタファーとしながら、こういう問題状況が、その当時起こっていた人口増大問題、国立公園での管理の問題、国際平和、地球環境の問題、あるいは後でお話しします屋外広告物の乱れによる景観の悪化などに当てはまると論じられています。「コモンズの悲劇」という社会的ジレンマは、現代社会が直面するあらゆる問題状況において存在することが指摘されました。

コモンズの悲劇は、どういう性質の社会的ジレンマかという点、有限な資源の利用において、それぞれの人が合理的行動を取る場合、各人が短期的な自己の利益を最大化しようとするために、資源が枯渇し、全体の利益、ひいては各人の利益が減少する、そういった社会的ジレンマのことを「コモンズの悲劇」とハーディンは呼んだわけです。

ハーディンはこの論文の中で、この悲劇を回避するには、2つの方法しかないと言ったとされています。1つは、所有権のはっきりしない資源を分割、私有地化し、そして市場によってこの資源問題を解決するか、もう1つはリバイアサンたる全能な政府が資源管理を地方の隅々まで集権的に担うか、その2つの道しかないと言ったとされます。

ただし、実際、ハーディンの論文を詳しく読んでみますと、ハーディン

は、教育によって資源の有限性を人々に認識させて、その上で各人がルールに納得しながら相互に強制し合うルールの成立可能性を重視しています。後で述べます「コモンズの悲劇」を解決するコモンズルールを、人々が内面的に自発的に遵守することの重要性も説いています。

彼の論文を詳しく読むとそうなのですが、ハーディンは、コモンズの悲劇の解決には、市場的解決か国家的解決のいずれかしかないという議論を行った人として語られ、この議論のシェーマがハーディンモデルとして広く流通していきます。

ハーディンモデルは非常に大きな影響を与えまして、発展途上国において、1970年代に慣習的な共同所有、共同利用が許されていた土地を国家が国有化し、村落共同体の立ち入りを禁ずる立法を次々と生み出していきます (Diez als 2002: 11)。その結果、発展途上国の山村住民の生活は、混乱に陥ることになります。

1.2 学際的コモンズ研究のうねり

コモンズ研究と呼ばれる研究が勃興してきたのは、ハーディンモデルに影響された1970年代の反コモンズ的な立法を批判する必要があったからです。コモンズ研究のスタイルは、世界各地の山や野原、海、川といった山野海川の資源管理の実態をフィールド調査で調べ、そこから、ハーディンが言ったのとは逆に、地域コミュニティが慣習的所有権の仕組みを通じて良好に資源管理を行っている事例があること、その仕組みこそ持続可能な資源管理の方法が存在していることを主張していくというものでした。

日本においても2000年代に入って、とりわけ東京大学農学部の井上真を中心に、コモンズ研究が高まり、現在も広がりを見せています (井上・宮内編 2004)。

日本のコモンズ論の特徴としては、法社会学が戦前、戦後によく研究していた入会権研究を再評価し、その後の入会地をフィールド研究しながら、地域社会が自然資源を持続的に管理する能力を有していることを事例から示し、とりわけ地域住民たちの共的管理の可能性や意義を説くということが挙げられます。日本の山野海川においてのみこういう研究をやるだけではなく、インドネシアや他の発展途上国に行き、フィールド調査を行い、現地での反コモンズ的な政策を批判することを行っています。このよ

うなコモンズ研究は、国際的な学会としても発展していきます。

1.3 オストロムの理論

このように70年代以降、とりわけ80年代から、世界的にうねりを持って展開した学際的コモンズ研究の代表的人物として知られるのが、本日、中心的に扱いますエリノア・オストロムという人物です。オストロムは、昨年度(2009年度)ノーベル経済学賞も受賞した方です。

しかし、彼女の研究の方法論は、日本のコモンズ研究者とはかなり異なっているという印象を持っています。日本のコモンズ研究は、コモンズがうまく管理されている事例を持ってきて、それでハーディンモデルは間違っているのだ、あるいは、コモンズの本来の姿は、ハーディンが言ったようなルールなき社会じゃないのだ、という反証をしますが、オストロムの方は、もっと洗練された議論をしています。

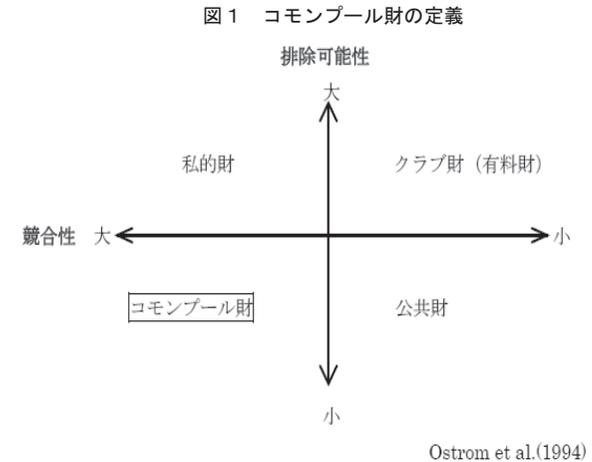
オストロムの基本的な出発点としては、方法論的個人主義があります。個人が合理的な選択を行うと、本来的には自己利益を短期的に追求してしまい、ハーディンが論じたような悲劇が起こるはずだ。しかし、いざ現実を調査してみると、ハーディンが述べたのとは異なり、コモンズがうまくガバナンスされている事実がある。そこでオストロムは、どうしてうまくガバナンスされる事例があるのだろうか、という問いを立て、世界各地の事例を豊富に収集し、緻密に分析し、コモンズの悲劇が回避される制度的な条件を探ろうとします(Ostrom 1990)。

すなわち、日本型のコモンズ論が、うまくいっている事例をもってハーディンモデルが間違いだと言うことに留まっているのに対して、オストロムはむしろ、なぜうまくいっているのだろうか、これを因果的に説明しようとする点に特徴があるわけです。

次に、コモンズとは何かということに入っていきます。コモンズには、共同体が慣習的に土地を共同所有している仕組み、すなわち Common Property Regime のことをコモンズと呼ぶ議論も多いのですが、オストロムの方は、そういう定義の仕方をせず、財の性質そのものに注目してコモンズを捉えます。

具体的には、図に示す2つの軸、すなわち、財が自分以外の利用者の利用を排除する可能性が本来的にあり得るかどうか、それが高いか低いかと

いう「排除可能性」と、財の利用が多数の者によってなされた場合に、それによって財の効用が低下したりしないかという「控除性・競合性」という2つの軸によって、財産の性質を4つに分類するわけです。



コモンプール財は、排除可能性が低いとされています。排除可能性が低いというのは、排除することにとりわけコストが掛かってしまうということです。また、競合性が高いとされていますが、それは、利用者が増えれば、それによってほかの利用者の効用が減るということです。例えば、森林だと、その森林によその人が立ち入るのを日々監視しておくというのは、結構、コストがかかるので排除可能性は低い。また森林利用が多くの人になされて、みんなが沢山、樹木を伐採した場合、過剰利用に伴い、1人の人が森林から受ける効用が低くなります。このような性質を持つつつ財がコモンプール財と言われるわけです。

同じく排除可能性が低い財として、公共財があります。例えば道路なんかがよく挙げられます。これも、道路の出入りを規制するというのは、なかなかコストが掛かります。ただ、普通に人が通過していく分については、もちろん渋滞という問題もありますが、すぐに道路は壊れたりしない。むしろ、山道では、人が適度に入ることによって雑草が生えにくくなるということもあり、多くの利用があってもそれほど効用が低下しません。そのような

性質を持つ財のことを公共財といいます。この公共財は排除可能性が低いので、私的なセクターによって供給されるのは難しく、利用者が非常に幅広いので、公共経済学では、課税権限のある政府が供給すべきだという議論になっています。

コモンプール財は、今述べたような特徴を持つわけですが、これが適切な形で、持続可能な形でガバナンスされるには、どのような条件があるのか、を本日は考えていきたいのですが、それに先だって、オストロムはこのコモンプール財の適切な管理を考察するには、資源の2つの次元を見なければならぬと述べます。

1つは、Resource Unitの次元です。例えば、漁場というコモンズを想定した場合に、その漁場には一個一個の資源ユニットとして魚があります。この魚の漁獲量を適切な形で、皆が捕り過ぎない形でどのように分配するかという、資源ユニットの過剰利用をきちんと抑制しなきゃいけないという次元が一つあります。

次に、Resource System。魚という1つの資源ユニットじゃなくて、漁場全体の水質をきれいなものに保っておくとか、あるいは魚が少なくなったときに放魚、放流して魚を増やすとか、こういう資源のシステムのことをResource Systemと呼びます。Resource System自体が再生するためには、みんなが平等な形で労務を提供（プロバイド）する必要があります。この労務提供の分担をいかに図るか、についてもルールが必要になります。

どちらかという、ハーディンの議論は、前者の資源ユニットの過剰利用の問題が中心でしたが、オストロムは、後者の資源システムの再生も解決せねばならない問題として重視します。

またオストロムは、さらに先の問題も指摘します。1の次元、2の次元についてもルールを作れば、問題が解決することになるのですが、実際はそれほど簡単ではありません。ルールを作るといっても、誰がそのルールを作る負担を担うのか、ルールが出来ても、そのルールの執行や運用を誰が負担するのかという、2次のジレンマが生じるわけです。さらに、ルールの執行者が決まったとしても、ルール執行者がルール執行において悪いことをしないかどうか監視しなければなりません。よって、ルール供給をめぐっては、誰が負担を担うのか、というジレンマがN次の次元まで無限に続くことになっていきます。

こういうジレンマ構造があるので、オストロムは後に、信頼やソーシャルキャピタル論への接近を行い、この2次のジレンマを解決するには、ローカルコミュニティの中にソーシャルキャピタルが成立してなくてはならない、という議論を展開していきます。

オストロムが優れているのは、このようなコモンズをめぐる理論分析を進めただけではなく、非常に多くのケースを収集した上で分析を行ったという点です。オストロム自身も世界各地の自然資源の管理の仕組みを自らフィールド調査しているのですが、主としてやったのは、自然資源の管理の仕組みについてのケースアーカイブをデータベースとして作成することでした。ケースの収集は、そういう研究を行っている他の研究者の既発表論文や博士論文など、そういうものを徹底的に集めるという形で行いました。資源管理の仕組みや資源の性質そのものについての特徴を変数化し、変数間の関係を多変量解析して、コモンズの維持管理がうまくいくための条件を計量的に分析していくわけです。

このような量的な研究分析の結果、オストロムは図2のように、コモンズがうまく管理されるための条件を8つ挙げております。

図2 オストロムが導いたコモンズが上手く管理されるための8条件

- ①コモンズの境界が明らかであること
- ②コモンズの利用と維持管理のルールが地域的条件と調和していること
- ③集団の決定に構成員が参加できること
- ④ルール遵守についての監視がなされること
- ⑤違反へのペナルティは段階を持ってなされること
- ⑥紛争解決のメカニズムが備わっていること
- ⑦コモンズを組織する主体に権利が承認されていること
- ⑧コモンズの組織が入れ子状になっていること

Ostrom (1990)

このような条件が備わっている場合に、コモンズの資源はハーディンが述べたような悲劇が解決され、自治的な管理がなされるということになります。ただし、オストロムは、住民が自治的に管理することそれ自体が良いという議論を展開しているわけではありません。なぜ、地域コミュニティによる自治的管理がいいのかということ突き詰めるところがオストロ

ムの面白いところです。

なぜ自治的管理が良いのか、というのは、地域住民であれば、例えば森林を例にすれば、利用のために普段、森林によく入っていつているので、資源の特性をよく知ることになる。また、よそ者が入り込んで変なことをしていないかも、日常の資源利用活動の中で発見できるので、監視のモニタリングコストが低くてすむ。よって、国家官吏よりも、地域住民がルールの執行者になる方が、資源の特性に応じて、実効性の高いモニタリングを低コストで実施できるという強みがあるのです。

また、コンティンジェンシーに対応できるということも自治的管理の強みです。例えば水利管理であれば、ちょっと大雨が降ったときに水門を調節したりするのは、地域住民の方が上手くできるわけで、政府が資源管理を集権的に行う場合は、なかなかそういうことまでできません。資源の状況をよく知りつつ、ちょっとした異変があったときにも外部環境からの刺激に対して適切に対応できるので、自治的管理が良いとオストロムは、述べています。

今まで述べてきたのは、1990年のオストロムの『ガバニング・ザ・コモンズ』（Ostrom 1990）の紹介ですけれども、オストロムは、その後は、実験心理学の研究者と協働しながら、数理的なゲーム理論の研究を深め、それに基づきコモンズの制度デザインを行っていくという政策科学を展開していきます。

また政策志向も強めていくこととなります。例えば国際援助論といったテーマにも乗り出します。これまでは国際援助と言えば、援助国が被援助国に金銭的な支援を行うことが多かったのですが、これだと、いくら援助をあげても被援助国が自立しない。どうしたら被援助国の側も支援事業プロジェクトに自立性を持って取り組むのか、を制度デザインしていき、その分野において大きな影響を持つことになっていきます（Ostrom et al. 2002, Gibson et al. 2005）。

2. コモンズ理論の都市内地域共用資源への応用

このように、オストロムは国際援助論にも分析の対象を拡大していくわけですが、オストロム自身が主としてケース分析の対象としたのは、山野

海川における自然資源がローカルコミュニティによってガバナンスされているケースです。

これに対して、私が今日お話ししたいと思っているのは、こういう伝統的な山野海川のコモンズではなくて、都市内においてローカルコミュニティが共同で利用し、管理を行っている資源のことです。今日はローカルコミュニティ単位で存在する児童公園と、ローカルコミュニティ単位で管理されている景観を対象に論じていきたいと思っております。

都市全体をコモンズとしてとらえる議論としては、宇沢弘文先生の社会的共通資本論のような議論もあるのですが（宇沢 1994）、それは、都市全体のインフラを共通資本としてとらえるという発想です。私の場合は、都市全体ではなくて、都市の中で小規模なコモンズを分析対象としていきます。ただ、山野海川と都市とは条件が違いますので、ただちに同じ理論が適用されるわけでもないと思っております。まずは、山野海川のコモンズと都市のコモンズのどこが違うのかという話をしていきます。

2.1 山野海川と都市の条件の相違

当然のことながら山野海川では、漁場であれば、漁業者がその場に暮らして、みんな漁業をやっていることが前提になります。入会林野であれば、みんな農業、林業をやっています。すなわち同業の生産共同体が資源を管理するわけです。他方で、都市においては生産と生活が分離しますから、そもそも構成員における同質性は低いといえます。

また、利用者の範囲の広がりも、今日、事例対象とする公園や景観についていえば、いろいろな人が公園を訪れることができますし、景観も、そこに住んでいる人のためというよりは、そこを通過して、いい眺めを見たなど、いい町だなどという形で通過者にも大きな満足感を与えます。公園や景観が地域コミュニティ・レベルで管理されていても、利益者の層の広がりには管理者の範囲を広く超えていくわけです。

また、後で詳しく述べたいと思いますけれども、さっき述べた資源の競合性が、都市内資源の場合、相対的に低いということもあります。児童公園で公園に人が集まり過ぎて遊べなくなるというのはなかなかまれなことです。むしろ問題となるのは、公園資源の日常的な管理である草刈りとか清掃を誰がやって、どういうふうにして良好な状態に保っていくかとい

う労務負担の問題になります。

また景観も、もちろん観光研究でコモンズ論を使う人には、観光客が集申し過ぎて効用が低下すると論ずる人もいるのですけれども、しかし眺めるという行為だけを見るならば、それによって景観を破壊するわけではありません。大事なのは、景観のルールを定め、それを地権者達に守らせるというルール執行の労務をどのように供給・分担するか、という問題です。よって、今日扱う都市内コモンズは、資源ユニットの過剰利用の抑制よりも、資源システムの維持管理活動における労務供給が大事になります。

また所有類型においても、伝統的なコモンズは、入会権の総有を典型とする慣習的な共同体的所有がコアに置かれるわけですが、都市において今日扱うのは、公園は基本的には自治体の公有ですし、景観も個々の土地や建物には所有者がいて、私的に所有されている土地、建物の連なりが1つの町並みをなすに過ぎません。

よって、このような点に注目しますと、都市内のコモンズをコモンズ論で論じること、あるいはそもそもコモンズと呼ぶこと自体が難しいということにもなります。

2.2 都市内地域共用資源の研究可能性

ただし、次のような点で都市内地域共用資源にもコモンズ論を応用する可能性があると考えています。

1つ目は、日本においては都市部においても、とりわけ住宅地においては、自治会があまねく結成されており、これが地域共同管理の担い手として地域内資源を管理しているという伝統があります（中田 1993）。

2つ目は、都市をめぐる時代状況が大きく変わったということです。1980年代ぐらいまでは、景気がずっと上向きで、都市化がどんどん拡大していきました。都市法の役割は、この都市膨張に対して、いかに生活者の立場から制約を加えていくか、というのが期待された役割でした。

しかし、これからは人口減少時代、あるいは都市縮小時代に入っており、むしろ大事になってくるのは既成の市街地、あるいは既成の地域コミュニティをいかに再生していくか、ということになります。また、再生された地域コミュニティが、その地域内の資源をいかに自治的にかつ持続的に管理するかということが、大事になって来ています。よって、法の役割も開

発抑制だけではなくて、こういった自治的な資源管理活動を促進・支援するものになって来るのではないかと、いうことを指摘できます。

3つ目としては、やや新しい傾向として、アメリカにおいては郊外にゲートを持つ住宅地が増大しており、そういったところで、ゴルフ場とか公園を住民組合法人という民間団体が管理していくという現象が増えてきています（Nelson 2005）。

日本の郊外ニュータウンでもこういった仕組みを取り入れることも増えていますし、都心部における新規の大型マンションにおいても、マンションに併設する形で、キッズガーデンが設けられ、それは柵があつてマンション住民だけが使えるというコモン施設が増加しています。プライベートだけれどもコモンな仕組み、領域が増えてきていますが、こういった現象をむしろ肯定的に捉えようという議論も出てきています。

先行する研究として、アメリカ流のプライベート・アーバン・ガバナンスをわりと日本でも促進していこうとする齊藤広子先生の研究などがあります（齋藤・中城 2004）。

また、オストロム理論を都市のコモンズに適用するものとしては、すでに田園調布のまちづくり協定を扱った東工大グループのもの（堂免・坂野・中野 2004）、あるいはごみ捨て場の町内会管理を分析した齊藤（2005）があります。

この2つの研究でいわれていることは、居住者が同時にルール執行者であるため、ルールのモニタリングコストが低いということでもあります。ただ、そこでワークしているルールがどういった構造を持っているのか、あるいはそこでワークしているルールが国家法制度や自治体の条例などどういった連結があり得るのかといった点の分析は弱いです。これらの先行研究を踏まえながら、法社会学研究を試みている私としては、先行研究の弱かった点を補っていきたいと思っています。

3. 本報告の分析枠組

3.1 オストロムによる制度概念とルールの構造分析

次に、今日の分析枠組を述べていきたいと思っております。まず第1に制度の概念です。以下に、オストロムが制度について定義している部分

を、そのまま抜き出してみます。

「制度とは、実際に作動しているルール of 総体として定義できる。ここで言うルールとは、ある領域内において決定を行う資格があるのは誰であるのか、どのような行為が許されたり、強制されたりするのか、どのような意志決定ルールが用いられるのか、どのような手続に従わねばならないのか、どのような情報が提供されたり、されなかったりするのか、行為を行う諸個人に対してどのような利得構造が割り当てられるのか、といったことを定めているルールのことである。…作動しているルールとは、実際に用いられ、モニターされているルールであり、諸個人が自分の取り得る行為について選択をなす際に遵守が強いられるルールのことである。…作動しているルールは、別の言葉で置き換えれば、共有された知識と言える。…ここで言う作動しているルールとは、立法や行政規則や裁判所の決定のような形で表現される公式の法にぴったり一致することもあれば、しないこともある。もちろんながら、公式の法は、多くの状況において作動しているルールの主たる源泉となっている。…しかし、コモンズの仕組においては、多くの場合、そこで用いられているルールは、立法的・行政的・裁判的規則とは著しく異なる。…極端に言えば、コモンズの仕組を持つフィールドにおいて作用しているルールは、公式の法システムによって適法なものとしてされている権利と義務とは正反対の内容を持つ事実上の権利や義務を割り当てていることがある。この研究で焦点をあわせるのは、コモンズの仕組を持つフィールドにおいて実際に利用されている事実上のルールの方であり、この事実上のルールがどのような誘因と結果をもたらしているのかを理解することをここで目指していく」（Ostrom 1990: 51）

大事なことは、オストロムにとって制度とは、実際にワークしているルールの総体として定義されるということです。

ここでいうルールには国家法システムそのものと、コモンズの組織の中だけのインフォーマルなルールが2つあって、後者がコモンズ研究では大事であると書いてあるわけです。ただ、次のところでは、制度のルールには、フォーマルなルールとインフォーマルなルールがあるということだけにとどまらず、とりわけコモンズを管理している主体の中に3つのルールの層があるということも描かれていきます。

1つ目が、制度の設立そのものに関するルール（Constitutional Rule）で、

これは例えば誰が入会権者であるとか、入会資源の利用方法をどのような手続きで決めるのかという、こういう権限を組織の中に付与するルールです。

2つ目は、制度で決定されたルール（Collective Choice Rule）のことで、1の権限付与ルールに準拠する形で行われた決定のことです。これは、コモンズはいかにして管理されるべきかという、管理集団の政策判断を伴いながら、意図的に制定されたルールです。

3つ目が、運用上のルール（Operational Rule）で、これは日々こういったことは禁止されるとか、管理の負担はこうであらねばいけないという、こうしなければいけないという義務を描いているルールのことです。

オストロムは、基本的にこの3つの層からルールは構成されて、これらの重なり合いが制度であると言います。コモンズの研究においては、これら3つの層のルールが、それぞれのコモンズにおいてどのように観察されるのか、この3つの層のルール間の関係、リンケージの在り方がどのようなものであるか、が分析されます。またルールの進化を制度変化として動態的に分析していくことに重きが置かれています。一般的なゲーム理論と違って、ゲームのルール自体が変わっていく進化過程に注目したり、ルール自体にどのようにして正当性が調達されるかを見ていくというのがオストロムの特徴です。私もこの視角に依拠していきたいと思っております。

3.2 法概念論と法社会学

それでは、法社会学がこういったことをどのような形で取り込めばいいのかという説明を、次にしていきたいと思っております。

法社会学とは法を社会学する学問ですけれども、それが探究の対象とすべき法の概念を国家実定法に限定せず、社会の中の「生ける法」まで拡大し、国家法と生ける法の相互作用を分析してきたという点に特徴があります（川島 1950）。

ただ、「生ける法」自体のメルクマールは、エールリッヒであれば、その生ける法を担っている集団が、そのルールが侵害されたときに激憤を起すというふうになっており、操作性のない定義となっています。また「生ける法」の中の構造がどういうふうになっているかという分析も、この「生

ける法」概念そのものが不十分であったために深まりませんでした。

そこで私の方としては、ちょっと唐突かもしれませんが、ハートの法の概念を社会学的な観察のための道具概念として再編することを通じて、コモンズ研究を法社会学研究としても成立させられるのではないかと提示してみたいと思っています。

ご存じの通りハートは、規範を、汝は～しなければいけない、そうしなかったらこういう罰則が下るという1次ルールと、この1次ルールの違反についてどういふに裁決を行うか、これを修正するときにするか、そもそもこれを承認する際にどんなルールがあるかという2次ルールの二種類に区別し、この1次ルールと2次ルールが複合的に存在している仕組みを持つ規範のことを法と呼び、そのことで法規範と社会規範を区別しようとした（Hart 1961）。

ただ、ハートの狙いは、この法概念によって社会調査をしていこうということではありません、オースティンの主権者命令説を退けて、実定法の内部構造を法実証主義的に分析していくということでした。

ただ、このハートの法の概念を用いれば、先にオストロムの枠組みで整理した、コモンズの組織の中のルールも複合的な構造を持つので法であるといえると思います。そうであるからこそ、法社会学のこれまでの理論を活用しながら、分析することができるのではないかと考えております。

3.3 オストロム理論に対する本報告の補強点

ただ、先にも述べたように、どうしても都市と山野海川の資源とでは、条件に違いがありますから、オストロム理論をそのまま使うのではなくて、いくつかの点でオストロムに対して付け加えをし、理論を少し補強する必要があります。

第1に、オストロムは国際援助については、どのような誘因を外から設定すれば、援助がうまくいくかということを使うのですが、山野海川のコモンズについては、そのコモンズの中のルールがどういう仕組みであれば、コモンズの中の人々の行動にどういった誘因を与えることができるかという分析に留まっています。すなわち、既に存在する組織の中のルールの持つ誘因構造は分析するのですが、新たにコモンズの組織の外から、コモンズに対してそのガバナンスを活性化するために与え得る誘因につ

いては、分析していません。

しかし、都市のコモンズは、山野海川の共同体とは異なり、管理する共同体の凝集性がそもそも低く、かつ良好な管理によって得られる利益が非常に幅広く、重層的に広がるため、外部からこの管理がうまくいくように、管理集団がうまく育つようにと、政策的な誘因を与えていく必要性が高いと言えます。また管理集団が育つことによって得られる利益は、重層的に広がるために、そういうことをやっていく、そういうコストを公が払っていくことも、十分正当化されます。

コモンズの組織の中の法に対して、外から政策的に誘因、すなわちインセンティブを与えていくルールのことを、ここでは「政策的法」と呼びたいと思っています（高村 2009a）。

第2に、オストロムの法の理解はパニッシュメント、すなわち罰則の発動を中心としたネガティブなサンクションが中心です。実際、山野海川でのルールは、利用についてルール違反した場合にどういう制裁を受けるかが大事になり、そこをオストロムも詳しく描いています。しかし、資源の過剰利用をただしていくためには、みんなが定めたルールを破った人をみんなの前で制裁していく、罰則を与えていくという役割が重要ですが、先にも述べたように、資源の維持管理のための労務提供を行っていくことについては、出不足金みたいな形で罰金を科していくだけではなくて、そういう労務提供を行う人、熱心に行う人に対しては褒賞を与えていくということも、やる気を持続させるために必要ではないかと思えるわけです。

それがあれば、つまり後で述べるような公園の管理とか景観ルールの管理というの、全員が同じ程度に熱心にかかわってなくても、ある部分の人がそういうことを一生懸命持続的にやっていたら、こういう問題は解決するわけです。そのような意味で、ボランティアでやっている人がそれを持続してくれれば解決する問題であるという側面もあるのです（Diekmann 1985; 藤井 2003）。そうすると、そこにおける有効なルールはパニッシュメントではなくて、表彰したり、褒めたりといったリワードがあるのではないかと、ということになります。

最近、法と経済学、法社会学の分野では、法の表出機能についての研究が進んでいます（飯田 2006; 平田 2009）。例えば、最近日本でもシートベルトの着用が義務化されましたけど、着用していなかったからといって、

それ自体に罰則が与えられるわけでもないのです。しかし、それなりに遵守されているのは、どうしてか。法の機能が制裁・抑止にあるのならば、制裁を行わない法が何でこれだけうまくいくかということが説明できません。

それでは、どういうふうに説明するかというと、シートベルト着用義務法が立法化される過程や立法そのものの存在によって、シートベルトを着用しないと、これは非常に危ないのだという情報が提供されたり、あるいは、これからは社会構成員全体が車内においてはシートベルトを着用するというのがノーマルな規範として支持したのだという表明が行われるので、シートベルトを着用している行いが正しい行為として認識され、規範遵守行動が起こると説明されるのです。

逆に自発的行為で行うような投票に行くとかということについては、スイスの投票義務法では投票に行かなかった人に罰金を科すようなことを行ったのですが、罰金が高すぎると、投票行為の自発性・道徳性という意味が損なわれ、逆に投票率の悪化を招いたということもあります。よって、先のボランティアジレンマの解決には、ネガティブサンクションを導入するよりは、こういう表出機能を高く発揮するような法の仕組みが大事かと思っています。ある行為を模範行為として認定したり、いろいろな表彰制度を通じて、褒めたり、そういう行為を普及させようとしたりするようなシンボリックな機能を持つ法が大事になってくるわけです。

むしろ法の機能は、行為をめぐる状況の意味付けを、法制定を通じて変更できるという点に強みがあると言えます（曾我 2010）。所与のサンクションルールに人がどう反応するかということだけでは、いろいろな社会科学の分野で行われているゲーム理論研究と異なりません。むしろ法の社会科学的研究は法特有の表出機能やシンボリックな機能も分析に取り込んでいく必要があるでしょう。とりわけ都市内のコモンズを見ていくときにはこういう視角が大事かと思っています。

3つ目は、オストロムの議論ではコモンズそのものの所有制度、所有類型は深く論じられておりませんが、ここも当然大事になってくると思っています。

3.4 本報告での法概念

これまでの法社会学は国家法と生ける法の二元論に立ち、生ける法の現実をいかにして国家法に反映させるかということに主眼が置かれていたのですけれども、このシェーマの問題点としては、生ける法そのものの構造とか進化のプロセスを、十分にとらえられなかった点があったのではないかと考えております。

それに対して、私の方としては、次の3つの層の法の概念を構成して、それぞれの関係や共振的な進化過程を見ていくということになります（高村 2009a）。

1つ目が、権利義務関係の法です。これはそのコモンズの資源の所有制度がどうなっているかということです。

2つ目が、組織内の法です。コモンズをめぐる利用ルールとか管理ルールが存在した場合に、そこには組織があるといえますので、そこの中のルールが複合構造を持てば法があるということにします。

3つ目が、外からコモンズの組織に対して与えられる誘因としての政策的法です。

これらの三つの法のそれぞれが相互にどういう関係にあるのか、あるいは現代の法現象がどういった方向に向かっていくのかといったところを考えていきたいというのが、私の考えているところです。

4. 事例研究1：身近な公園の協働型ガバナンスのあり方

すみません、前置きがだいぶ長くなりました。後からは、事例の話なので簡潔に述べていきたいと思っています。この間、主として調査しているのは児童公園と景観のことです。まず事例1として、公園について今述べてきた理論がどの程度当てはまるかを見ていきたいと思っています（高村 2009b）。

第1に、公園といっても、これは非常に最近供給の在り方、所有の在り方、管理の在り方が多元化しております（高村 2010c）。大規模マンションでは、マンション住民だけが入れ、マンション所有者の共有に属するキッズガーデンが結構人気があります。また、東京都では民設公園制度を設けて、マンション住民の共有地でも地域住民にも開放すれば、そこをも敷地

の一部とするマンションの高さ規制を緩和したり、容積率のボーナスを与えたり、公園部分に掛かる固定資産税を免除する、といった政策的法によって、民間活力を利用しながら、公園を新しい形で供給していこうとしています。

このようなプライバティゼーションが急速に進んでいる中で、これがこのそれぞれの地域社会、あるいはマンション内において、どういうつながりを生み出しているのかということは、現在、調査進行中で、今日はまだ十分報告できるだけの素材を持っていません。ただし、最も身近な公園の在り方自体、所有類型においても管理形態においても多元化しているということをもまず述べておきたいと思います。

ただ、今日発表しますのは、この間、わりと組織的に調査することができました、よくある公設公営の児童公園の利用と管理に関するものです。児童公園は誘致圏が都市公園法上だと250メートル間隔であり、各ローカル・コミュニティレベルにおいて存在します。

これは権利義務関係の法という側面で見えていきますと、都市公園法上は、街区公園と位置づけられる「公の施設」であり、自治体が所有者であり、設置・管理の責任者となっています。

しかし、実際の公園の造成の仕方は、もちろん自治体がまとまりのある土地に対して都市計画決定をして、それを購入し、整備するというのもあるのですが、ニュータウン開発を行って市街地化を拡大してきたところ、とりわけ私のフィールドである滋賀の草津市では、多くの児童公園は、宅地開発に伴って開発面積の3%を、開発許可の指導過程におい公園として事業者へ提供してもらおうという形で供給されています。つまり、もともと種地と整備者は、民間であるわけです。

また維持管理の仕組みも、ニュータウンみみたいな歴史性のないところでも、日常的管理は町内会に委ねられております。もちろん、町内会だけが全部やっているわけではありません。大規模修繕や安全・安心面での改善、住民からのクレーム対応は自治体が行います。また高木の剪定とか、薬剤散布とかの高度な管理業務は市が外郭団体に委託するという形で対応しています。現実としては、地域社会だけではなくて、公、民、地域の協働型ガバナンスでやっているわけです。ただ、主たる管理の担い手は地域社会であります。

財としての性質についていえば、住宅地の小規模な公園では、利用者の多くは地元住民です。ただ、そういうところでも、公園を管理している町内会に属さない人も結構来たりします。特に都心部とか大規模公園になりますと、利用者の範囲が拡大し、属性も多様化しますから、日常的な維持管理者と利用者が重ならず、維持管理への利用者のフリーライドが発生することになります。

前も述べましたように、公園利用の競合性は緩やかであります。逆にアンケート調査をやってみると、ある公園に行く理由は、そこに行くのと他の人が沢山いてにぎやかなのでということもあります。利用者の競合こそが、逆に魅力になるということもあります。

ただし、利用マナーの悪化や利用に伴ういろいろな負担が維持管理面から出てきます。維持管理者への負担が集中し過ぎ、公園がうまく管理されなくなれば、利用者が減少し、さらなる公園の荒廃を招くという悲劇が生じます。実際、雑草が生い茂って、遊具が見えなくなって、地域住民が薄気味悪くて近づかないという公園も少なくありません。

調査でのリサーチクエストとしては、この管理の実態がどうなっているか、あるいは維持管理がうまくなされるための条件は何かということでした。

町内会単位の維持管理活動は、草津市は町内会が割としっかりしているので、年二回程度の町会総出による清掃活動が平均的に行われているのですけれども、これだけでは良好な状態を保つには十分ではありません。逆に、管理が良好な公園は、どういう条件が備わっているかという点、ゲートボールやグラウンドゴルフ、ガーデニング活動などのいろいろな組織された活動やイベントが行われている頻度が高いところになります。

なぜかという点、これらの活動参加者が、その活動の前後に自発的に維持管理活動を行っているからです。また、これらの活動者の存在が公園の利用マナーを向上させるモニタリング機能も果たしています。

このような自発的行為を行っている人々が、フリーライド問題に腹が立っており、行政から委託金みみたいな形で金銭による埋め合わせが欲しいと考えているかという点、そうではなくて、自分達の行っている活動がもつと周囲に認知してもらえ、感謝の言葉をかけてくれれば、と考えているということが分かりました。

このような知見から制度デザインとして取り出せるのは、組織された利活用を上手く引き出し、これらの組織による自発的な管理活動を促進していくことのための制度です。例えば、神戸市では公園を利用して花壇を作りたいという市民に対して、球根を付与したり、技術支援を行っています。この前、神戸市にインタビュー調査に行ってきたのですが、こういう仕組みから自発的な公園管理者が育っていくことが期待されています。

また、政策的法の次元においては、熱心な維持管理者の活動が周囲に認知してもらうことが大事です。草津市でも熱心な公園管理団体への表彰制度があるのですが、我々が表彰された団体にインタビューに行くと、表彰されてとても満足しているということを仰っていました。ただ、実際は、行政が、どの公園が一番よく管理されているかと、こういうことを探索するのはとてもコストが掛かることなので、表彰制度もなかなか上手く実施できないという現実もあります。

それよりも、横浜市で効果を挙げていることとして、公園の管理者団体に、腕章とか看板を貸与するという仕組みが参考になります。これらを身につけながら維持管理活動を行っていれば、他者からのボランティアなねぎらいが生まれ、やる気の維持に繋がっています。

こういったソフトなルールの制度設計やその効果の検証についても法社会学が取り組む可能性があるのではないかと考えています。

5. 事例研究2：京都市における屋外広告物規制条例と地域自主ルールの関係

次にもう1つの事例として、屋外広告物のルールの地域共同管理について説明していきます（高村 2010a）。屋外広告物は、規制がなければ各店舗が自分の店に客を呼び込むために派手な看板を掲げ、短期的には派手な店舗は集客できますが、中長期的には、地域の風格が失われ、集客減少を全体として招きます。他方で、規制がきちんとすれば、特色ある町並みを作り出すことができ、地域と各店舗が持続的に潤っていくことになります。

京都市では、これまでも屋外広告物についての規制を持っていたのですが、2007年からこの内容を強化し、かつ執行体制も強化するというを行いました。具体的には、屋上広告物を禁止したり、設置できる高さや表

示面積の大幅な規制、点滅型や可動型の広告の禁止、色彩へのマンセル規制の導入など、を行いました。

指導体制もそれにあわせて強化しました。もちろん、2007年以前も屋外広告物への規制は京都市にあったのですが、その執行が十分になされていなかったため、京都市民で屋外広告物について規制があるということを知っているという人は、ほとんどいませんでした。

ここで立てたりサーチクエスチョンとしては、このように、長期的には景観を向上させていく可能性がある屋外広告物規制の執行が、どのように行われているのか、規制対象者がこの新景観政策に自発的に遵守することがあるのかどうか、自発的遵守が存在するのであれば、どういう条件が必要なのか、ということです。

実際、京都の町なかでは、違法看板がかなり改善されてきているのですが、実際のところ、1つの看板を是正させるのに、看板の設置者と1人の指導担当の職員が、だいたい10回ぐらいはコンタクトしないと、最終的な是正に至りません。また、どこかを是正させれば、ほかのところもそれを見習って、看板を撤去するというにはならなくて、一個一個もぐらをたたいていかなければいけないので、執行強化から今3年目になりますけれども、執行担当の職員負担は変わらないという現実になっています。執行過程がなによりゆえに困難かということ、そもそも何でこんな規制を遵守してもらわなければならないのか、というフレーミングがうまく出来ていないからです。

とはいえ、最終的に従ってもらえるのは、コンプライアンスが求められる昨今なので、企業は、是正命令の発動をちらつかせれば、最終的には従うということになっています。ただ、このような強制力に伴う遵守では、各自が積極的に京都らしい素晴らしい広告創造を競い合うという望ましい状況が生まれません。

他方で、京都の清水寺から高台寺の方に散策されていくとある通りで、二寧坂通りという地区があります。ここは伝統的建造物群保存地区にもなっていて、そもそも町並み観光を特色としているところですが、近年は、一見の客引きのためにかなり派手な看板が掲げられたりして、地域の風格が失われるという声が条例制定に先立って起こっていました。よって、この地区のまちづくりの担い手にとっては、新景観政策による規

制強化は、地区内で看板についての意識向上と、違法看板の是正を行っていくには、良い機会だと映りました。

月例で、この地区のまちづくり会議が行われていまして、私も毎月参加しています。この地区の事業者団体の総会において、2009年6月にまちづくり自主規制宣言が、新景観政策でのこの地区での屋外広告物規制ルールに上乘せする形で制定されました。この自主規制宣言では、まずもって市の条例の看板規制を遵守していくということを謳いつつ、さらに上乘せする形で、地区で看板として使える色彩を限定的に列挙し、市が定めたよりも厳しい看板の総量規制を行いました。

その結果として、とても良い景観づくりができるように、ここ最近なってきました。観察していて面白いのは、こういうルールができたということだけではなくて、毎月のまちづくり会議に行くと、こういうルールを定めても、やっぱり違反をしたりする人も地区内での、会議後に皆で違反を店舗に指摘していき、実現可能な是正の時期を交渉したりなど、とてもきめ細かで柔軟なモニタリングが行われているということです。こういうことは、市の職員では、できないことだと思われまます。

もちろん、住民主体でルールの執行にあっているわけですが、是正されない場合には、市の看板規制担当者と呼んで、市の条例ルールの範囲内で是正指導してもらうということも行っています。

また、普段のモニタリング活動を通じて、京都市が急いで作ったデザインコードの矛盾した点も指摘するというも行っています。例えば、京都の作ったマンセル値コードを厳格に当てはめると、藍染めの暖簾が違反になってしまうのです。市の方は、暖簾のことまで十分に考えず、規制値を定めていたのです。しかし、藍染めの暖簾がなぜ景観を害するか、については、市も説得的な回答ができなかったため、この地区からの指摘を受ける形で、最近、暖簾については、マンセル値規制を外すというルール改定を行いました。

地区のルール運用の実績が、市全体のルールの進化を促したものとして評価できるでしょう。

このようなまちづくり活動を普段やっているのは、結構、大変なのですが、最近、看板規制で地区が有名になったので、外からの視察者が結構来たりして、そういう人達から褒められることで、活動の担い手メンバーの

承認欲求が満たされるということがあります。

また京都市も新たに、地域単位での景観ルール作りを促進し、そのルールの実効性を高めるような地域景観まちづくり協議会制度を2011年から導入しました。各地での景観コモンズのルールづくりを促進する制度がどのように普及していくか、今後、関心を持って見ていきたいです。

6. 最後に

最後に考察を行っておきます。まずは、オストロムのコモンズ理論を都市内コモンズに適用する可能性についてです。都市内の小コモンズを地域住民が共同管理することの長所は、二つの事例のいずれにおいてもはっきりしていたかと思います。他方で、ルールの構造分析という点については、そもそも都市内コモンズのルールそのものが、公園については、複合構造を持つほど、進化しておらず、とりわけ公園の所有権や管轄権が市に属するため、権限付与規範であるところの一次ルールが、根本において弱いということがあります。

景観についても、土地や建物は、各自の私有に属するために、ルールの実効性そのものは、地権者たる地域住民の合意に基礎を置いていると言えます。

また、都市内コモンズはそもそもの性質として排除可能性が低いため、コモンズの利用者や利益享受者の範囲が広がってしまい、山野海川のコモンズともちょっと違う議論が必要になると思われまます。しかし、このような利益享受者の広がりには、その対象となるコモンズが良好な状態が確保されるならば、利益は公益的に広がっていくので、今日論じたようなコモンズ組織内のルール作り、ルール運用を支援していくような政策的法を実施するコストそのものを自治体や国が払っていくことの正当性を調達するリソースにもなり得るのではないかと考えております。

最後に、やや風呂敷を広げて、法理論そのものへの含意を論じてみたいと思います。現在、法の政策化についての法類型論としては、平井宜雄のもの和田中成明のものがあります（平井 1995; 田中 1994）。

平井は、法規範を権利義務規範と資源配分規範という二つに分類し、前者から後者への重心移行として現代法現象をとらえました。しかし、平井

のこの二分類では、社会内の自治的ルールは独自の位置付けを持っていないとも思います。もちろん、平井の法政策学では、中間組織論が展開されており、組織の重要性はかなり強調されているのですが、法規範そのものの分類は、先の二分類であったことを確認しておきたいと思います。

他方で、田中成明は、普遍主義型法、管理型法、自治型法という三類型を出しています。しかし、この田中の法類型論の目的は、日本社会の法化の特徴を、アメリカやドイツの法化のそれと比較し、今後、日本社会が取らなくてはならない対応戦略を、普遍主義型法の強化ということで論じることに主眼があるものです。本報告とは、意図が違うところにあります。また、田中では、法が三類型されているのですが、それぞれの類型の法の相互関係については、あまり分析されていないとも言えます。

本報告での法概念論の試みは、権利義務関係の法、組織内の法、政策的法の三類型モデルでコモンズの管理の仕組みを見ていくということです。この三類型で、現在のあらゆる法現象を包括的に説明するような理論モデルとして考えていません。正直なところ、コモンズ研究を行う中で、コモンズのルールの構造をよりよく観察し、良いガバナンスのためにどのような制度設計を行ったら良いか、という目的を志向する道具的な類型論であります。

しかし、この三類型モデルを立てた積極的な理由としては、現代の政策課題の多くは、コモンズの悲劇という社会的ジレンマから説明できるという仮定があります。この仮定に基づけば、現代の法の役割は、コモンズの性質を持つ資源や環境を前にして、各人が短期的な自己利益を追求して悲劇に陥るのを回避させ、協調行動が成立するための条件を作り出すルールとしての役割が大きくなっていくのではないかと考えております。

この悲劇の解決において重要となるのが、本報告が試みた政策的法という考え方、モデルです。この法をうまく構想していくためには、第一に、そもそも対象となる資源の権利義務関係、所有類型がいかなる法的特徴を持つのかということを経験的に分析していく必要があります。第二に、コモンズを管理する組織の中のルールをつぶさに社会的に観察し、その動態を権利義務関係の法、そして新たに加えられる政策的法の関係において分析していくことが必要となってきます。

今後、こういった問題意識で研究を進めていきたいと考えております。

それでは、私の報告はこれまでとし、皆様から、ご批判・ご教示いただく時間にしたいと思います。どうもありがとうございました。

<参考文献>

- Crowe, Beryl L (1969) "The Tragedy of the Commons Revisited", *Science*, No.166, pp.1103-1108.
- Diekmann, Andreas (1985) "Volunteer's Dilemma", *Journal of Conflict Resolution*, Vol.29, No.4, pp.605-610.
- Diez, Thomas, Dolsak, Nives, Ostrom, Elinor and Stern, Paul.C (2002) "The Drama of the Commons", in: Ostrom, Elinor, Diez, Thomas, Dolsak, Nives, Stern, Paul.C, Stonich, Susan and Weber, Elke U(ed.) *The Drama of the Commons*, National Research Council, pp.3-35.
- Gibson, Clark, Addersson, Krister, Ostrom, Elinor, Shivakumar, Sujai (2005) *The Samaritan's Dilemma: The Political Economy of Development Aid*, Oxford University Press.
- Hardin, Garrett (1968) "The Tragedy of the Commons", *Science*, No.162, pp.1243-1248.
- Hart, H.L.A (1961) *The Concept of Law*, Oxford University Press.
- Nelson, Robert.H (2005) *Private Neighborhoods and the Transformation of Local Government*, Urban Institute Press.
- Ostrom, Elinor (1986) "An Agenda for the Study of the Commons", *Public Choice*, Vol.48, pp.3-25.
- Ostrom, Elinor (1990) *Governing the Commons*, Cambridge University Press.
- Ostrom, Elinor, Gardner, Roy and Walker, James (1994) *Rules, Games, & Common-Pool Resources*, University of Michigan Press.
- Ostrom, Elinor, Gibson, Clark, Shivakumar, Sujai, Addersson, Krister (2002) *Aid, Incentives, and Sustainability: An Institutional Analysis of Development Cooperation. Main Report*, Sida Studies in Evaluation No.02/01.
- 飯田高 (2006) 「フォーカルポイントと法 —法の表出機能の分析に向けて(1)」成蹊法学63巻275-306頁。
- 井上真・宮内泰介編 (2001) 『コモンズの社会学』新曜社。
- 宇沢弘文 (1994) 「社会的共通資本の概念」宇沢弘文・茂木愛一郎編『社会的共通資本 —コモンズと都市』東京大学出版会15-45頁。
- オルソン、マンサー (1996) 『集合行為論 —公共財と集団理論』(依田博・森脇俊雅訳) ミネルヴァ書房。
- 川島武宜 (1950) 『法社会学における法の存在構造』日本評論社。
- 斉藤謙一 (2005) 「集合財としてのゴミ集積所管理 —住民による地域共同管理の維持条件」社会学年報34号121-140頁。

- 齋藤広子=中城康彦(2004)『コモンでつくる住まい・まち・人』彰国社.
- 曾我謙悟 (2010)「書評 平田彩子著『行政法の実施過程』」法社会学73号、262-267頁.
- 高村学人(2009a)「コモンズ研究のための法概念の再定位 ―社会諸科学との協働を志向して―」社会科学研究(東京大学)60巻5・6号81-116頁.
- 高村学人(2009b)「コモンズとしての児童公園と法の新たな役割 ―地域調査からの制度設計」法社会学71号、40-57頁.
- 高村学人(2010a)「屋外広告物規制の執行・受容過程の実態調査と理論モデル ―京都市の新景観政策を事例に」法社会学73号、23-44頁.
- 高村学人(2010b)「コモンズ研究の法社会学に向けて ―企画趣旨説明」法社会学73号、136-147頁.
- 高村学人(2010c)「身近な公園からの政治思想 ―プライベート化とつながりの行方」宇野重規編『つながる ―社会的紐帯と政治学』風行社、19-52頁、2010年.
- 田中成明(1994)『法理学講義』有斐閣.
- 堂免隆浩=坂野達郎=中野章洋(2004)「田園調布地区における街並み崩壊の社会的ジレンマ性と違反行為をコントロールする仕組みに関する研究」都市計画. 別冊, 都市計画論文集(39), 41-49頁.
- 中田実(1993)『地域共同管理の社会学』東信堂.
- 平井宜雄(1995)『法政策学 第2版』有斐閣.
- 平田彩子(2009)『行政法の実施過程 ―環境規制の動態と理論』木鐸社.
- 藤井聡(2003)『社会的ジレンマの処方箋 ―都市・交通・環境問題のための心理学』ナカニシヤ出版.